

筑後市 PR キャラクターはね丸 ふわふわ遊具貸出要領

【目的】

第 1 条 この要領は、市の P R 及び振興を目的として行う筑後市 P R キャラクターはね丸のふわふわ遊具（以下「遊具」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

【権利】

第 2 条 遊具に関する一切の権利は、一般社団法人筑後市観光協会に属する。（以下「筑後市観光協会」という。）

【遊具一式】

第 3 条 遊具一式は、エアドーム 1 基、本体用送風機、土台用送風機、入口階段、グラウンドシート、専用台車、その他付属品（固定用ロープ、ウェイト、風速計など）とする。

【使用の申請】

第 4 条 遊具を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、借受申請書（別記第 1 号様式）、反社会的勢力排除に関する誓約書（別記第 2 号様式）及び添付書類一式を筑後市観光協会に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の申請書一式は、貸出日の 4 か月前から貸出日の 14 日前までの期間に提出しなければならない。（貸出日の 14 日前が土日祝日になる場合は、その前の金曜日までとする。）

ただし、筑後市観光協会会員は、貸出日の 6 か月前から申請できるものとする。

3 なお、同日の同時間に複数の申請者から同時に申請が行われたときは、筑後市観光協会が協議又は抽選により決定する。

【貸出の承諾】

第 5 条 筑後市観光協会は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは遊具の貸出の承諾について申請者に通知するものとする。

2 筑後市観光協会は使用を承諾する場合、使用承諾書（別記第 3 号様式）により借受希望者に通知するものとする。また、使用を承諾しない場合、使用不承諾通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

3 筑後市観光協会は、前項の規定により遊具の貸出を承諾するときは、条件を付することができる。

【審査基準】

第 6 条 遊具の使用が、次のいずれかに該当すると認めるときは、貸出を承諾しないものとする。

- (1) 特定の個人又は団体が良識の限度を超えた営利を目的として使用するとき又は使用する恐れがあるとき。
- (2) 筑後市及び筑後市観光協会の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益となるおそれがあるとき。
- (6) 申請者の身分が明らかではないとき。
- (7) その他、筑後市観光協会が適当でないと認めたとき。

【貸出期間】

第 7 条 貸出期間は、最長で連続 3 日間とする。但し、貸出期間が他の申請者と重複しない場合で、筑後市観光協会が認めたときはこの限りでない。

2 本申請により遊具を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出期間終了後速やかに返却しなければならない。

【使用料・キャンセル料・延長料】

第 8 条 遊具の 1 回あたりの使用料は以下の通り有料とし、承諾日以降に借用を取りやめる場合はキャンセル料が発生するものとする。

使用料は借用日の 1 週間前までに、キャンセル料は発生後速やかに、筑後市観光協会へ支払うこと。なお、貸出期間終了までに遊具を返却できない場合は、延長料を支払うこと。

- (1) 筑後市観光協会会員またはその他会長が認めるもの

使用料：20,000 円 キャンセル料：2,000 円

延長料：1 日あたり 10,000 円

- (2) 筑後市観光協会会員以外

使用料：30,000 円 キャンセル料：3,000 円

延長料：1 日あたり 15,000 円

【遵守事項】

第 9 条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾を受けた行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。

- (3) 前条に規定する使用料等について、期日を遵守すること。
- (4) 遊具を第三者に転貸しないこと。
- (5) 遊具の貸出に伴う搬入及び搬出を自らで行うこと。
- (6) 遊具の使用について担当者を設置し、安全対策を講じること。
- (7) 返却時には、遊具の汚れを落とすこと。
- (8) 返却時には、使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。
- (9) その他、筑後市観光協会が条件を付した場合は、これに従って使用すること。

【変更の申請】

第 10 条 借受者は、キャンセルなど既に承諾を得た内容を変更しようとするときは、変更の内容を速やかに筑後市観光協会へ申請しなければならない。

【変更の承諾】

第 11 条 筑後市観光協会は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容について審査し、申請者に貸出承諾の変更を通知するものとする。

【貸出承諾の取り消し】

第 12 条 筑後市観光協会は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、遊具の貸出承諾を取り消すとともに、以降の使用は承諾しない。

- (1) 第 6 条各号のいずれかに該当又は第 9 条各号のいずれかの事項を遵守しなかったとき。
- (2) 貸出を承諾する際に付した条件に違反しているとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により承諾を得たとき。
- (4) その他、筑後市観光協会が必要と認めたとき。

2 前項規定により貸出承諾を取り消された者は、直ちに遊具を返却しなければならない。

3 筑後市観光協会は、貸出承諾の取消しに伴い借受者に損失が生じても補償の責めを負わない。

【原状回復】

第 13 条 借受期間中に故意または過失により、遊具が破損又は汚損したときは、借受者の責任及び負担により、補修等必要な措置を行い、原状に復さなければならない。

2 借受期間中に故意または過失により、遊具を紛失又は修復困難な状態まで破損させた場合、同程度の遊具を借受者の責任により弁償しなければならない。

3 筑後市観光協会は、遊具の使用及び管理状況が著しく悪いと認められる借受

者に対しては、次回以降の貸出を承諾しないものとする。

【責任の制限】

第 14 条 筑後市観光協会は、借受者が遊具の使用により被害を被った場合、又は第三者に被害を与えた場合の損害賠償、損失補償その他法律上の責めを一切負わない。

【その他】

第 15 条 筑後市観光協会は、借受者が返却時に提出した写真を、報告書や広報等に使用することができる。

【補則】

第 16 条 この要領に定めるもののほか、遊具の貸出に関して必要な事項は、筑後市観光協会が別に定める。

この要領は、令和 7 年 2 月 7 日から施行する。この要領に基づく遊具の貸出は、借受を希望する行事が令和 7 年 4 月 1 日以降に実施されるものについて適用する。